

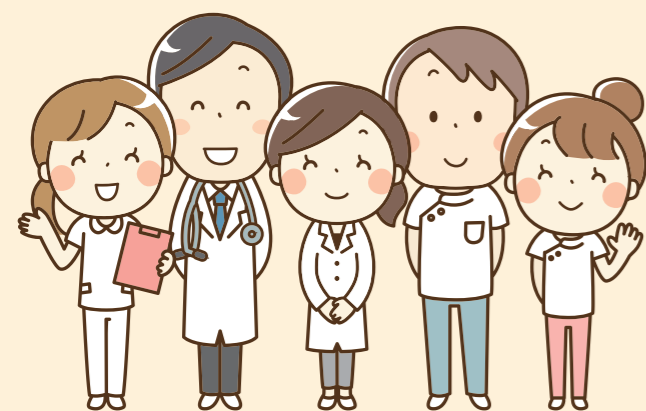
NANAIRO

INFORMATION

2019年度

虹の家・みかんの樹 行事予定

第4回入社式	4月1日(月)
第3回 運動会	5月22日(水)
第3回 夏祭り	7月6日(土)
第2回 花火大会	8月7日(水)
第4回 NANAIRO marché	10月12日(土)
第6回 餅つき大会	12月
第4回 成人式	1月11日(月)



看護師・生活支援員

正職員集中!!
職募中

重度心身障害児者の看護ケアや介護・日中活動の提供を行う仕事です。研修制度・福利厚生充実しています。



一般社団法人 あきの会
後援自治体事務所
虹の家 TEL 092-651-7325
TEL 092-651-7325 〒812-0044
FAX 092-686-3880 福岡市博多区千代一丁目15番10号



一般社団法人 あきの会
みかんの樹 TEL 092-962-0585
TEL 092-962-0585 〒811-0101
FAX 092-962-0527 福岡県糟屋郡新宮町原上1223-4



NANAIRO

2019 WINTER VOL.16

CONTENT

NANAIRO marché
日本フィルプレコンサート
歳忘れ餅つき大会
栄養課報告
成年後見制度NO2
KAIGOはじめたぎっかけ作文コンテスト
一般社団法人あきの会 虹の家

な な い ろ マ ル シ エ

3TH NANAIRO marché

平成30年10月13日(土) 第3回NANAIRO marchéを開催しました。



ランチコンサート Lunch concert

ハーモニカ(山下真理子さんのお父さん)×手拍子(真理子さん)×ギター(リハビリ津田)でユニットを組み、生活介護と入所の昼食時に演奏に回っていただきました。楽しいマルシェランチタイムになりました。



福岡高校吹奏楽部演奏会

今年は、福岡高校吹奏楽部の皆さんに演奏会を開いていただきました。ノリノリで手拍子をする人、感激で涙する人も…いつも疲労感で長時間車いすに座れない方も時間を忘れて鑑賞されていました。



みかんの樹による屋台

みかんの樹の就労利用者さんが一丸となって、焼き鳥・焼きそば・フランクフルト・ハンバーガー・綿あめなどをその場で作って販売しました。

手作り商品販売

- 生活介護●
手作りカレンダーとコースター・バージョンアップしたカレンダーは完売でした。
- 入所●
今年初めて入所の方でピースのキーホルダーを作って販売しました。
- 虹の家就労●
生チョコやクッキー、シフォンケーキなど手作りして販売しました。完売し、大満足でした。



ランウェイ

日頃のリハビリの成果を見ていただくランウェイを行いました。少しだけ、おめかし音楽に合わせたウォーキングに、会場からたくさんの方の拍手が起こりました。

虹の家では、下肢の支示性のある方の歩行訓練を行っています。介助であっても抗重力位をとることで、心肺機能を高めたり、骨粗しょう症を予防することができます。病棟の中だけでなく1階4階事務室や生活介護などへ行き、多くの方と触れあう機会となっています。また、いつもより高い視線から見える世界は新鮮なようで、いろんなものへの興味を示すなど、精神的な効果も見られています。



その他、虹の家とみかんの樹の活動を知っていただくため写真や作品の展示を行いました。また、就労部の仕事を知ってもらうためのプレゼンテーションを行いました。どきどきしたようですが、上手にプレゼンできていました。



弦楽四重奏プレコンサート

日本フィルハーモニー交響楽団 in 虹の家

2月17日に開催される日本フィル福岡公演のプレコンサートが、平成30年11月28日(水)に虹の家で開催されました。プロの音色に利用者さんだけでなく、ご家族や職員も癒されました。



千代フェスタ初参加しました*

平成30年11月25日(日)千代フェスタが行われました。初めて地域のお祭りに参加し、楽しいひと時を過ごしました。虹の家ブースで虹の家の生活を紹介し、はしご車やステージを楽しみました。地域の皆さんとのふれあいの場面もあり、大成功でした。

虹の家恒例！
歳忘れ餅つき大会

平成30年12月22日(土)

今年も東部冷熱さんのお力添えで盛大な餅つき大会になりました。利用者の皆さんほぼ全員が、餅つき体験をしました。



ボランティア協力企業

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| (株)東部冷熱 | 黒土設備 | キハチ電気 |
| (株)九電工 | (有)九州ボイラ | (株)トーヨー |
| (株)斎久工業 | (株)ティートン | (有)トウセツ |
| (株)ナカノブー建設 | (株)GLOWS | 新日空 |
| (株)TSUCHIYA | | |



平成 30 年 11 月 27 日 火

栄養委員会企画の「お楽しみピュッフェランチ」を行いました。好きなものを、好きなだけ、いつもと違う雰囲気、ウキウキのランチタイムになりました。メニューは皆が大好きなものばかり…

- ★ピラフ
- ★ピザ
- ★ナポリタン
- ★フライドポテト
- ★チキンバスケット
(からあげ・フライドチキン)
- ★ミニハンバーグ
- ★エビフライ
- ★オムレツ
- ★カレー
- ★ウインナー
- ★ほうれん草と卵のソテー
- ★ポテトサラダ
- ★野菜サラダ
- ★コーンスープ
- ★ケーキ
- ★プリン



ピュッフェランチ



公益社団法人 福岡県社会福祉協議会 ●作文コンテスト 佳作●

「KAIGOはじめたきっかけ」

ふくおか介護フェスタ2018の作文コンテストで虹の家生活支援員が佳作となりました。その作文をご紹介します。

10年前の自分へ

杉本 このみ

私は、中学を卒業し食品製造会社に就職しましたが、数か月で辞めてしまいました。自分の将来の方向や仕事の目的がはっきり定まらないまま求職活動をしていました。そんな時、スーパーの募集の張り紙を目にしました。それが、介護の仕事でした。

この一枚の張り紙のお陰で私の新しい人生が始まることになりました。老人介護をしている自分の姿を思い浮かべ「やってみよう」と本当に軽い気持ちで介護の世界に飛び込みました。でも、目指した以上は、まっすぐに真剣に仕事に向き合おうと決意し、就職試験に臨みました。それから、老人介護に関する様々な勉強が始まりました。この間、私は、人の死にも直面しました。楽しい事も辛いことも含め、大きな人生勉強をさせていただきました。そのお陰で自分の将来のことも考えるようになりました。更に介護の専門職としての幅を広げたい、高齢者の介護だけ

なく障害者の介護を経験したいと思うようになり、現在の重度心身障害児者の施設に就職しました。高齢者と重度障害者の違いに戸惑いもありました。しかし、老人介護で学んだことは今でも役に立っています。一人ひとりの利用者さんに関わるときは心構え、自分の段取りや技術、さらにご本人やご家族との共感を忘れない姿勢。私にとって介護の魅力は「日々」だと思います。1日1日同じときはなく、毎日が新しい事の始まりだという気持ちで臨み利用者さんの様々な変化を感じられる「日々」の中で「共に生きる」という感動が今も自分を推し進めているんだと思います。介護の仕事の始まりは本当に偶然でしかなかった出会いでしたが、あれから10年間私は介護職として日々を過ごしています。今、私は10年前の自分に介護の仕事を選んでくれてありがとうと言いたいのです。それ程介護は、誇りを持てる仕事です。



2 成年後見ってなんだろっ？

Aさんのお母さんは、成年後見についての相談会に行ってみることにしました。最近はいろいろなところで相談会が開催されています。

いよいよ 手続スタート

「銀行で成年後見人をつけて下さうって言われたんですが…」と切り出すお母さん。相談員からはAさんのことを聞かれます。

- どのような障がいをお持ちですか？
- 今はどこで、誰と暮らしていますか？
- 何人家族ですか？
- 収入は？ などなど。

みなさんは随分とプライベートなことを聞くな、と思われるでしょう。ですが成年後見は生活全般をサポートする制度。その方が、どこで、誰と、どのように暮らしているのかを知らなければ、どうサポートしていいのかわからないのです。Aさんのお母さんも一生懸命答えます。そして相談員は言いました。



「では、手続をしましょう」と。そして「まずはこの診断書を書いてもらってください」と白紙の診断書を渡されました。これは、家庭裁判所で使われている診断書です。中身は、ご本人が「自分で自分の財産を管理処分することができるか？」について医師の診断を書くようになります。幸いかかりつけ医がいるAさん。すぐに書いてもらおうとお願いました。

後見、保佐、補助

後見には、ご本人の判断能力のレベルに応じて、後見、保佐、補助の3つの類型が用意されています。

診断書には、

- 後見…自分の財産を管理処分することができない
- 保佐…自分の財産を管理処分するには、常に援助が必要
- 補助…自分の財産を管理処分するには、援助が必要な場合がある

として、ご本人がどの類型該当するのか、医師が診断するようになっています。

後見相当との診断になると、自分で財産を管理処分することができませんので、後見人がご本人の代わりに預金の払い出し、必要な費用の支払いなどを全てを代理することになります。そう、銀行が「成年後見人をつけてください」と言った

のは、ご本人の代わりに後見人から定期預金の解約をしてください、ということだったので。銀行は、後見人に対して「定期預金を解約する」という本人しかできない判断を確認することになります。保佐、補助については、「援助」ですので、原則ご本人が行動しつつ、保佐人、補助人が必要に応じてお手伝いをします。お手伝いのスタイルは「同意権」。ご本人の行動がOKであれば同意を、OKでなければ取消をしながら、ご本人の財産管理のお手伝いをするようになります。細かいことはここでは触れませんが、実際にはケースバイケースでご本人に必要なスタイルを考えていきます。

さて、Aさんの診断書は「後見」と書かれていました。次回は、申請書を埋めていきつつ、Aさんのサポート体制を考えていきます。